二〇八　グレナダ政府に対する贈与に関する日本国政府とグレナダ政府との間の書簡の交換に関する件　一三　三
二〇九　カンボジア王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　一三　三
二一〇　パキスタンにおけるアフガン難民及びホストコミュニティのための保健、教育、水及び衛生環境改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合難民高等弁務官事務所との間の書簡の交換に関する件　一三　三
二一一　パプアニューギニア独立国政府に対する贈与に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の書簡の交換に関する件　一三　三
二一二　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の口上書の交換に関する件　一八　三
二一三　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示　一八　特23　一
二一四　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件　一八　特23　二
二一五　武器貿易条約へのモルディブ共和国の加入に関する件　一九　五
二一六　クラスター弾に関する条約へのモルディブ共和国の加入に関する件　一九　五
二一七　食糧援助に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一九　五
二一八　エリトリア国政府に対する贈与に関する日本国政府とエリトリア国政府との間の書簡の交換に関する件　一九　五
二一九　ジンバブエ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　一九　五
二二〇　過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附属する千九百九十六年五月三日に改正された地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書（千九百九十六年五月三日に改正された議定書Ⅱ）のベナン共和国による同意の通告に関する件　二〇　二
二二一　過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書（失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書（議定書Ⅳ）のベナン共和国による同意の通告に関する件　二〇　二
二二二　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示　二〇　164　二五
二二三　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件　二〇　164　二七
二二四　紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示　二一　165　二四
二二五　コンゴ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とコンゴ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二二　六
二二六　ウガンダ共和国、ケニア共和国、タンザニア連合共和国、ブルンジ共和国及びルワンダ共和国における東部アフリカにおける貿易円滑化及び国境管理能力向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合プロジェクト・サービス機関との間の書簡の交換に関する件　二二　六
二二七　食糧援助に関する日本国政府とサントメ・プリンシペ民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二二　六
二二八　絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の附属書の改正等に関する件　二二　六
二二九　マリ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマリ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二五　三
二三〇　食糧援助に関する日本国政府とマリ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二五　五
二三一　税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約への締約国の追加に関する件　二五　五
二三二　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエクアドル共和国との間の条約の効力発生に関する件　二八　三
一四二　輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件　五　151　一
一四三―一四九　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　八　155　四五
一五〇―一五二　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　八　155　五一
一五三　令和元年台風第十九号により相当な損害を受けた地域の追加の指定に関する件　八　特20　三
一五四―一五六　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一一　三
一五七　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　一一　四
一五八―一五九　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一一　五
一六〇　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二二　七
一六一　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二九　171　四〇
〇財務省、農林水産省
一四　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一八　三
〇財務省